

いじめ防止に向けた取り組み

樟葉北小学校

いじめの定義

< いじめ防止対策推進法 2 条 >

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止に向けた学校の役割

- 子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- 子ども自身が主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、保護者と協力して子どもを指導・支援していきます。
- いじめは、どの学校にもどのクラスにもどの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- いじめを認知した際には、早期に解決できるよう、保護者、教育委員会、関係機関とも連携し、丁寧に対応します。
- 校長のリーダーシップのもと、教員一人ひとりの危機管理意識を高め、いじめの未然防止教育に向けた研修や相談体制の整備に組織的に取り組みます。

いじめの防止の具体的な取り組み

①いじめの未然防止

いじめはどの子どもにもどの集団にも起こりうるという認識のもと、学校はいじめの未然防止に向けて、子どもたち自身が心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、誰にでも公正公平な社会的に正しい態度で授業や行事に参加し主体的に活躍できるように、授業づくり・集団づくりを行います。

また、子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援します。さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。

②いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、周囲にいじめが見えにくい状況が進むことがあります。

ささいな兆候であってもいじめの可能性を考慮する視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめが疑われる状況を軽視したり看過したりすることなく、いじめを積極的に認知する意識のもと児童を指導・支援します。

このため、日頃から子どもたちの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう視点と感性を磨き、校内で情報を共有するなど具体的な取組を実施します。

あわせて、学校は「スクールカウンセラー相談」「心の教室相談」「相談ポスト」等の相談窓口を明らかにするとともに、いじめせいかつアンケート調査等を学期に1回以上実施し、その結果について教育委員会に報告することや、アンケート実施後に教育相談や個人面談の実施等により、子どもたちがいじめを訴えやすい体制を整え、子どもたち一人ひとりの実態把握に取り組みます。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、「いじめ対応委員会」を中核とし、複数の教職員で対象となる児童の面談や希望する児童と面談を行います。また、必要に応じて保護者との面談も行います。いじめ対応委員会において、双方の児童の事実認識に基づき対応方針を協議し、全教職員によるいじめの認知と共通理解のもと、保護者と協力して双方の児童の保護・支援に取り組みます。なお、学校が認知した事案の内容については個人情報の取扱いには十分配慮した上で、関係機関・専門機関に適切に情報提供の上、連携を図る必要がある場合もあります。

いじめを受けた子どもの命の安全を確保するとともに、状況や心情を聴き取り、子どもの状態に合わせた継続的な心のケアを行います。

いじめを行った子どもに対しては、当該児童の人格の成長のためにも、教育的配慮のもと指導するとともに、状況や心情を聴き取り、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う必要があります。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

